平成３０年（フ）第３０号
鹿児島県薩摩川内市永利町1658番地１　Ａｒｉｅｓ１207号室
債務者　上野　春菜
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
神戸市西区樫野台５丁目２番地　Ｄ－809号
債務者　福島　直子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
神戸市西区玉津町新方245番地の１　市営玉津東住宅５号棟301号
債務者　光本恵美子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
兵庫県明石市大久保町大窪3104番地の１　特別養護老人ホーム清華苑、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町谷八木72番地の16
債務者　宮地　久江
成年後見人　吉野　利華
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
兵庫県明石市大久保町松陰24－４、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町大窪517番地
債務者　山村玉子こと　崔　　玉子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
兵庫県明石市西明石西町２丁目13番11号　ａ
債務者　村上　理佐
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７号
兵庫県揖保郡太子町立岡307番地１、従前の住所大阪府泉南郡熊取町東和苑８番15号
債務者　間　　行男
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第２６号
佐賀県唐津市熊原町3101番地４
債務者　西山　利夫
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第２７号
佐賀県唐津市熊原町3101番地４
債務者　西山　衛子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第２１６号
千葉県松戸市常盤平３丁目28番地の３　森田マンション１棟404号
債務者　川瀬　智之
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２１号
千葉県柏市豊四季948番地６　ファーストコーポⅡ－102号
債務者　鈴木　崇士
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１９号
千葉県松戸市河原塚72番地の２、申立時の住所千葉県松戸市河原塚30番地の１　グレースレジデンスカワマゴ１Ａ－102号
債務者　日浅みづほ
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２５０号
千葉県我孫子市つくし野７丁目１番８号（101号）　つくしのハイツ
債務者　大野　恵子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２８０６号
東京都葛飾区堀切２丁目66－18－102
債務者　小野　憲一
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８６７号
東京都足立区大谷田４丁目３－７－203
債務者　古川　久雄
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部